

ストレスチェック、50人未満事業場も義務へ

いつもお世話になっております。

令和10年4月1日より、労働者50人未満の事業場においても、
ストレスチェックが義務となるため、ご案内いたします。

ストレスチェック制度とは

- ・ストレスチェックとは、労働者からストレスに関する質問票（選択式）に回答し、
自身のストレスかどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- ・メンタルヘルス不調の未然防止のため行います。不調者の発見が目的ではありません。
- ・事業者は1年ごとに1回、ストレスチェックを実施し、
 - ① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアをうながすとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、
医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置を行い、
 - ③ 集団分析を通して職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境改善につなげます。
(①と②は義務、③は努力義務です)

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調に
させると、その病休期間は平均で約3ヶ月、復職後に再び病休になる
割合も半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、
経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をいめとした職場のメンタルヘルス対策に
取り組むことで、働きやすい職場の実現を通して、生産性の向上や人材の
確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。
特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において
メリットも大きいと思います。

以上になります。制度変更まで時間があるため、準備をすすめていただければ。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。